## 随意契約理由

令和7年(2025年)7月1日

契約担当課名	教育委員会事務局社会教育課
発注担当課名	教育委員会事務局社会教育課
契 約 名 称	西山氏庭園機械警備業務委託
契 約 内 容	西山氏庭園機械警備業務
契 約 締 結 日	令和7年(2025年)7月1日
及び契約期間	令和7年(2025年)7月15日から令和10年(2028年)3月31日まで
契約の相手方	車送テック性式会社
(所在地•名称)	東洋テック株式会社
契 約 金 額	1,220,890 円(税込)
	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当)
随意契約理由	敷地内に設置している警備機器は東洋テック株式会社によって設置されたものであり、同社以外の業者では、現在のシステムによる機械警備は困難である。 また、西山氏庭園は国指定名勝に指定されているため、可能な限り現状を変更しないよう努めなければならない。仮に入札を実施して他社が落札した場合、機器を新調するために敷地内の掘削作業が必要となるが、東洋テック株式会社が引き続き履行することで機器を継続して使用でき、敷地内の損傷を防ぐことができる。 以上の理由より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。